

鹿児島県農業再生協議会 会長 殿

九州農政局鹿児島県拠点  
総括農政業務管理官 萩原親義

水田活用の直接支払交付金を受ける加工用米等の後に行われる  
「再生二期作（ひこばえ）」により収穫される米穀の取扱いについて

1 水田活用の直接支払交付金を受ける、加工用米、米粉用米、飼料用米（以下「加工用米等」という。）の後に行われる「再生二期作（ひこばえ）」により収穫される米穀の取扱いについては、令和5年度に、本局に確認の上、次のとおり回答しておりました。

【当時の回答内容】

・ 加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米）として認定を受けたほ場から生産された「加工用米、米粉用米、飼料用米」を適正に出荷した上で、その後に収穫された「再生二期作（ひこばえ）」の米穀は、用途限定米穀ではないため、主食用米等に販売することは可能。

2 今回、「再生二期作（ひこばえ）」により収穫される米穀の取扱いに関する問い合わせが多くなったことから、改めて本局を通じて本省に確認してもらったところ、次のとおりの見解が示されましたので、お知らせいたします。

なお、「再生二期作（ひこばえ）」により収穫される米穀の取扱いについては、現在、本省において、検討を継続中であるため、あくまでも現時点の見解であることに御留意くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

【本省の見解のポイント】

（1）農業者が加工用米等に取り組む場合には、

- ① 一括管理方式（生産するほ場を特定しないで、主食用米を含めた全収穫量の一部を加工用米等の出荷契約数量として出荷する）と、
  - ② 区分管理方式（生産するほ場を特定し、そのほ場で生産された全収穫量を加工用米等の出荷契約数量として出荷する）
- の2つの方式がある。

（2）一括管理方式で加工用米等の生産に取り組んだ場合は、主食用米を含めた全収穫量の一部を出荷契約数量として出荷すればよいことから、「再生二期作（ひこばえ）」により収穫される米穀を、主食用として販売しても差し支えない。

- (3) 一方で、区分管理方式の場合は、そのほ場で生産された全収穫量を加工用米等として出荷する方式であることから、「再生二期作（ひこばえ）」により収穫された米穀についても、既に収穫を行ったものと同一の用途に仕向ける必要がある。
- (4) 新規需要米のWCS用稻については、① 区分管理方式により、ほ場を特定して作付することになっていること、② 子実を収穫することは認められていないことから、「再生二期作（ひこばえ）」により収穫された穀を、主食用や他の用途として販売することはできない。仮に、販売した場合、水田活用の直接支払交付金の返還の対象となる。
- なお、「再生二期作（ひこばえ）」により収穫された米穀を、主食用として販売せず、自家消費とすることを妨げるものではないが、その際は、事前に地域農業再生協議会へ報告していただく必要がある。

【担当】

九州農政局鹿児島県拠点  
経営所得安定対策チーム  
萩原、宮永  
電話 099-222-7563